

案

議案第20号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年5月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>26 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>48 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当</p>

する者を除く。)
ア～カ 略

する者を除く。)
ア～カ 略

愛西市国民健康保険税条例の一部改正の概要

第 1 改正の概要

- 1 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の引き上げ

第 2 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもの

第 3 改正の内容

- 1 均等割額と平等割額を軽減する所得の判定基準の引き上げ
 - 5割軽減基準 26万5千円→27万円
例) 33万円+26万5千円(27万円)×加入者数
 - 2割軽減基準 48万円→49万円
例) 33万円+48万円(49万円)×加入者数

第 4 施行期日

平成29年4月1日